

箕面市立総合運動場の管理運営に係る協定書の一部を変更する協定書

箕面市教育委員会（以下「甲」という。）とみのお NEXT スポーツコミュニティパートナーズ（以下「乙」という。）とは、次のとおり箕面市立総合運動場の管理運営に係る協定書等を締結しているが、その一部を変更するため本変更協定を締結するものとする。

- ① 令和4年（2022年）11月18日付け
箕面市立総合運動場の管理運営に係る協定書
- ② 令和5年（2023年）2月17日付け
箕面市立総合運動場指定管理者業務仕様書

「箕面市立総合運動場の管理運営に係る協定書」の第13条を次のように改める。

（個人情報の取扱い）

第13条 乙は、条例第16条の規定とともに次の各号の事項を遵守し、運動場の管理に際して知り得た個人情報又は行政情報の適切な管理に務め、漏えい、滅失及び毀損の防止のための必要な措置を講じなければならない。

- (1) 乙は、個人情報に係る事務の全部又は一部を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。
 - (2) 乙は、前号に規定する委任又は請負を行わせようとするときは、あらかじめ、受任者又は下請負人の名称、業務内容及びその他甲が必要とする事項を書面により甲に通知しなければならない。
 - (3) 乙及び乙の従事者は、個人情報を指定管理業務の履行目的以外に利用し、又は使用してはならず、かつ、これらを機密として保持し、事前に甲の書面による承諾を得ることなく、第三者に提供してはならない。
 - (4) 乙及び乙の従事者は、この協定書に規定するもののほか、甲の承諾なしに個人情報を複写又は複製をしてはならない。
 - (5) 乙は、指定管理業務に従事する者に対し、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び箕面市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年箕面市条例第22号）その他個人情報に関する法令等の説明を行うなど、個人情報の適正な取扱いについて、あらゆる機会を通じ、絶えず教育し訓練しなければならない。
 - (6) 乙は、指定管理業務を行う際の個人情報の取扱いについて、市が講ずる安全措置を準用しなければならない。また、死者に関する情報の取扱いについて、市に準じた対応を行わなければならない。
- 2 総合運動場の業務に従事している者又は従事していた者は、その業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。指定期間の満了後も、同様とする。
- 3 乙は、個人情報の漏えい等の事故が発生したとき、又は発生するおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。
- 4 乙は、個人情報の保護に関する法律の趣旨を遵守するとともに、同法の罰則規定の適用を受けるものとする。

この協定書は令和5年4月1日よりその効力を発するものとする。

本変更協定の締結を証するため、本書を5通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和5年(2023年)3月29日

甲 箕面市西小路四丁目6番1号
箕面市教育委員会
教育長 藤 迫 稔

乙 みのおNEXTスポーツコミュニティパートナーズ
代表団体

大阪府東淀川区北浜四丁目1番23号
美津野株式会社
代表取締役社長 水 野 明

構成団体

大阪府東淀川区北浜四丁目1番23号
ミノオNEXTサービス株式会社
代表取締役 薬 師 寺 洋

構成団体

大阪府東淀川区新町二丁目3番7号
株式会社みのおコミュニティ大阪
代表取締役 加 藤 隆

構成団体

泉佐野市泉佐野四丁目4番10号
株式会社みのおコミュニティ泉佐野
代表取締役 堀 内 泰 典